

概要版

鳥取市 景観計画



TOTTORI CITY LANDSCAPE PLAN



お問い合わせ

鳥取市 都市整備部 都市企画課 都市計画係
〒680-8571 鳥取市幸町71番地
TEL : 0857-30-8342
FAX : 0857-20-3953
E-MAIL : tosikikaku@city.tottori.lg.jp

恵まれた自然環境と共生し、
豊かな歴史・文化が息づく生活交流都市
とっとり

鳥取市

1 鳥取市における新たな景観まちづくりに向けて

(1) 景観まちづくりの目的

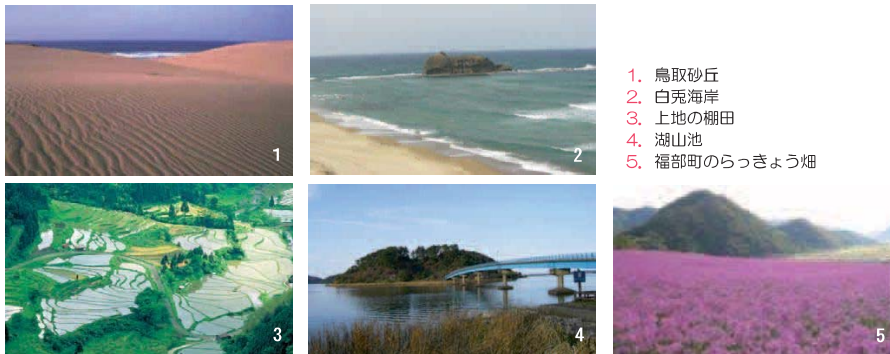
私たちのふるさと鳥取市には、日本最大の砂丘として知られる鳥取砂丘をはじめ、紺碧の日本海や湖山池、清らかな流れの千代川、市街地にそびえる久松山など、水と緑豊かな自然景観を多数有しています。また、山城の鳥取城跡、鹿野城下町、因幡国庁跡など、多くの歴史的・文化的景観が当時の面影を残しています。

鳥取市では、これらの個性あふれる資源を次の世代へ伝えていくため、景観まちづくりの指針となる「鳥取市景観計画」を策定することとしました。この計画において、積極的に総合的景観施策を展開する区域を景観計画区域として定め、一定規模以上の建築行為等に対して届出義務を課すことによって、適切な景観誘導を図り、美しく魅力ある景観まちづくりを目指します。

(2) 多彩で多様な鳥取市の景観

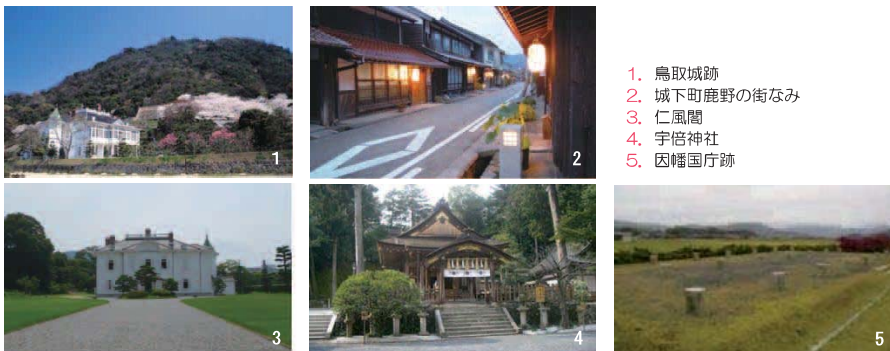
鳥取市には、全域にわたって豊かな自然や歴史的景観が広がり、また各地域には、それぞれの風土、文化、生活に根ざした特色のある街なみ景観などが形成されています。これらは、私たち市民には当たり前になっているものですが、本市の大きな特徴であるため、これからも守り、育てていきたいものです。

■四季折々の表情を見せ、豊かな恵みをもたらす自然景観



1. 鳥取砂丘
2. 白兎海岸
3. 上地の棚田
4. 湖山池
5. 福部町のらっきょう畑

■歴史・文化資源が織りなす趣ある景観



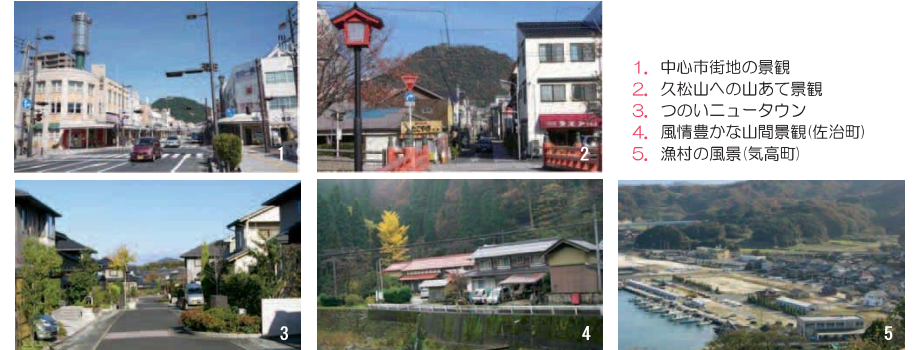
1. 鳥取城跡
2. 城下町鹿野の街なみ
3. 仁風閣
4. 宇倍神社
5. 因幡国庁跡

景観とは？

景観とは、山、川、道路、建物など私たちの目に見える眺めの対象のことで、小川のせせらぎ、雪の冷たさ、歴史・文化の香りなど視覚以外で感じられる要素も含まれます。このように幅広い範囲で景観をとらえ、私たちのふるさと鳥取市をより美しく、より快適なまちにつくりあげていくことが大切です。



■人々の営みの基盤となってきた個性豊かな地域景観



1. 中心市街地の景観
2. 久松山への山あて景観
3. つのいニュータウン
4. 風情豊かな山間景観(佐治町)
5. 漁村の風景(気高町)

■まちの骨格となる公共施設の景観

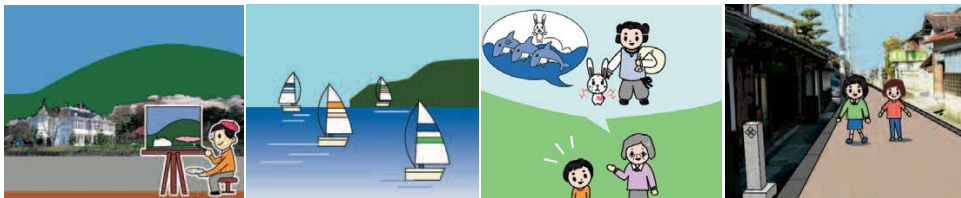
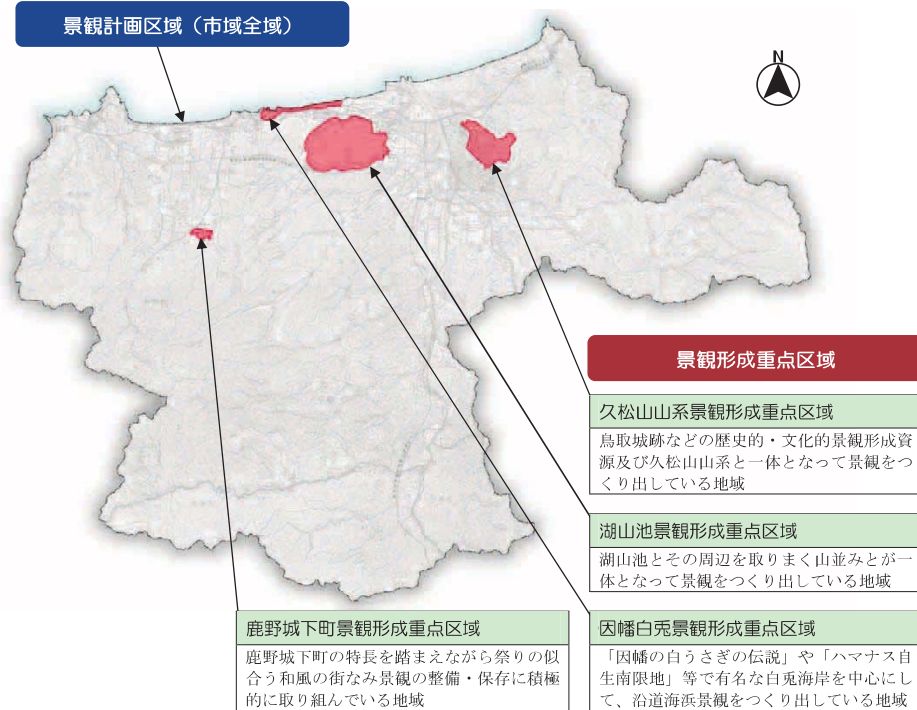


1. 因幡万葉歴史館
2. ケヤキ並木の緑豊かな街路景観
3. 魚見台
4. 流しびなの館
5. 市街地に潤いをもたらす河川景観

2 景観計画区域 / 景観形成の目標・基本方針

(1) 景観計画区域

- 市域全域を景観法に基づく「景観計画区域」とし、市の骨格となる景観の保全や周辺との調和を重視した景観形成を目指します。
- 景観計画区域のうち、歴史・文化、自然等の特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成上、特に重要な地域である下図の4地域を「景観形成重点区域」として指定します。



(2) 景観形成の目標・基本方針

鳥取市が目指すべき景観形成の目標と基本方針は以下のとおりです。

■景観形成の目標

～ 恵まれた自然環境と共生し、豊かな歴史・文化が息づく生活交流都市・とっとり ～

■基本方針 (市域全域における基本方針)

- 〈方針-1〉 心やすらぎ、味わい豊かな自然景観の保全・育成
- 〈方針-2〉 歴史・文化資源を活用した落ち着いた風情と風格のある景観の形成
- 〈方針-3〉 にぎわいと潤いにおいに富んだ街なみ景観の創造
- 〈方針-4〉 まちの個性に彩られた美しい公共空間の形成
- 〈方針-5〉 市民との協働による景観まちづくり

■「景観形成重点区域」の基本方針

久松山山系景観形成重点区域 	〈基本方針〉 <ul style="list-style-type: none"> ●豊かな緑と山の稜線を保全します。 ●歴史的建造物、史跡、文化財等を保全します。 ●建築物等の色彩計画を周辺の緑に調和する落ち着いた色彩となるように誘導します。
湖山地景観形成重点区域 	〈基本方針〉 <ul style="list-style-type: none"> ●湖畔と一体となった自然景観を保全します。 ●建築物等の色彩計画を水と緑に調和する落ち着いた色彩となるように誘導します。 ●自然と一体となった歴史的・文化的景観を保全します。
因幡白兎景観形成重点区域 	〈基本方針〉 <ul style="list-style-type: none"> ●建築物は、できる限り国道9号から後退した位置とし、十分なゆとり空間を確保します。 ●道路沿いの敷地は、草花や樹木による緑化に努め、うらおいのある景観形成に努めます。 ●観光・サービス施設等は、周辺海浜景観や歴史的な景観特性を活かしたものとすよう努め、調和のとれた景観形成を図ります。
鹿野城下町景観形成重点区域 	〈基本方針〉 <ul style="list-style-type: none"> ●住民・行政の協働により鹿野祭りの似合う和風の街なみ景観の整備・保存を図ります。 ●空き地・空き家及び水路等を積極的に活用して、地域住民等の利便性の向上やコミュニティ活動、観光等に寄与できるような施設整備を進めます。 ●御幸行列が繰り出す紺屋町～大工町間の街路は『祭り通り』、立町～殿町間は『城山通り』、鍛冶町は『水音通り』とし、これに相応した整備を進めます。

3 届出の対象となる行為 / 手続きの流れ

(1) 届出の対象となる行為

鳥取市全域において、下表に該当する行為を行う場合には、行為に着手する日の30日前までに、市の窓口への景観法に基づく届出が必要になります。

届出対象行為類型		A. 市域全域 (景観形成重点区域B、C、D、Eを除く。)	B. 久松 山山系景観形成重点区域	D. 因幡白兔景観形成重点区域
建築物の建築等	建築物の新築又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	高さ13m超又は建築面積1,000㎡超(商業地域等(※)にあっては、高さ20m超又は建築面積1,500㎡超)	高さ13m超又は延べ床面積200㎡超	高さ5m超又は延べ床面積10㎡超
	建築物の増築・改築、外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更	上記に該当する建築物において、当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡超		
工作物の新設又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。) 工作物の増築・改築、外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更	①煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ13m超又は築造面積1,000㎡超	高さ5m超	高さ5m超
	②広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの	(建築物に付設される場合は、高さ5m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m超)	(建築物に付設される場合は、高さ1m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ5m超)	(建築物に付設される場合は、高さ1m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ5m超)
	③電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの			
	④高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの			
	⑤彫像、記念碑その他これらに類するもの			
	⑥鉄柱、木柱その他これらに類するもの(⑦の支持物を除く。)			
	⑦電線、索道用架線その他これらに類するもの(これらの支持物を含む。)	高さ20m超		
	⑧観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの	高さ13m超又は築造面積1,000㎡超	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ)15m超	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ)13m超
	⑨コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	(建築物に付設される場合は、高さ5m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m超)	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ)5m超又は築造面積10㎡超	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ)5m超又は築造面積10㎡超
	⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵・処理施設			
	⑪汚水処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの			
	⑫塀、さく、垣(生け垣を除く。)、擁壁その他これらに類するもの	高さ3m超	高さ1.5m超	高さ1.5m超
	⑬自動車庫、物件保管施設その他これらに類するもの	高さ13m超又は築造面積1,000㎡超	築造面積200㎡超	築造面積10㎡超
工作物の増築・改築、外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更	上記に該当する工作物において、当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡超			
開発行為	土地の面積10,000㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ5m超及び長さ10m超	土地の面積500㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ1.5m超	土地の面積500㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ1.5m超	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(開発行為を除く。)又は水面の埋立て、干拓 木竹の伐採	土地の面積10,000㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ5m超及び長さ10m超 伐採面積10ha超	土地の面積500㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ1.5m超	土地の面積500㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ1.5m超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積	高さ5m超又はその用に供される土地の面積1,000㎡超	高さ1.5m超又はその用に供される土地の面積100㎡超	高さ1.5m超又はその用に供される土地の面積100㎡超	
特定照明	照明の対象となる建築物等の高さ13m超	照明の対象となる建築物等の高さ5m超	照明の対象となる建築物等の高さ5m超	

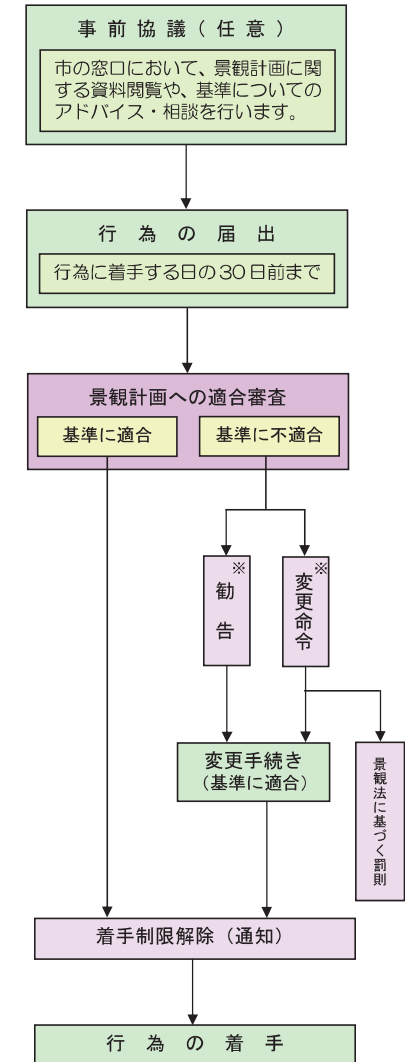
※「商業地域等」とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

(2) 届出適用除外の行為

以下の行為を行う場合については、景観法に基づく届出の必要はありません。

- 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設、仮設の工作物の建設等
- 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採等
- 設置期間が90日を超えない建築物の建築等又は工作物の建設等
- 建築物又は工作物の改築であって、その外観又は色彩の変更を伴わないもの
- 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更又は木竹の伐採 など

(3) 手続きの流れ



※建築物、工作物の形態意匠の制限の内、色彩の規制に適合しない場合は「変更命令」の対象になります。その他の行為については「勧告」の対象になります。

4 景観づくりの基準

(1) 建築物の建築等・工作物の建設等

■建築物・工作物の位置

全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観の形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、街なみ等に対する周辺並びに主要な展望地及び公共交通施設からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している建築物その他の工作物並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。
久松山山系・湖山池景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等は、幹線道路の路肩や隣地との境界線からできる限り離れた位置とし、隣地との間に空間を確保すること。
因幡白兔景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・国道9号からの日本海への眺望をできる限り妨げないよう配慮した位置とすること。 ・道路等に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・建築物等の敷地が国道9号に接する場合には、その路肩から5m以上後退した位置とするよう努めること。ただし、敷地上的制約からそれが困難な場合はできる限り後退させ、緑化等による修景に努めること。 ・既存の自然地形をできる限り生かすことができるような位置とし、稜線や斜面上部への配置はできる限り避けること。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。 ・住宅等は、隣地との境界からできる限り離れた位置とし、隣地との間に空間を確保するよう配慮すること。 ・国道9号の北側にあっては、住宅等以外の建築物は、隣地との境界から5m以上離れた位置とするよう努めること。 ・営業用広告物の設置はその営業敷地内に限るものとする。 ・電柱及び送電塔等は、できる限り日本海の眺望の妨げになる場所には設置しないこと。
鹿野城下町景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面線は極力道路面と合わせ、両隣等周囲の建物とあわせること。道路面より後ろに下げて家屋等を建築する場合には、極力道路面のスペースを壊・生け垣等で隠へいするよう努めること。



市街地のランドマークになっている久松山への山あて景観を今後大切にしたいためです。



敷地の一部を半公共的空間（公開空地）とすることにより、街にゆとりと潤いを提供しています。



建物の壁面位置を道路から後退することにより、歩道と一体となった木陰のオープンスペースが生まれ、通り全体の印象を高めています。



道路沿いに修景スペースを設けることによって、駐車場のイメージを感じさせない空間を創り出しています。



道路と建物の間に緑地が確保され、奥行きと広がりのある景観になっています。



自然の既存樹と建物が見事に調和し、素朴な山間風景を生み出しています。

■建築物・工作物の外観

全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。
久松山山系・湖山池景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は適度な勾配と軒出を有すること。 ・大規模な平滑面が生じないように、壁面の処理に配慮すること。
因幡白兔景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区又は周辺に山稜又は樹林がある地区にあっては、屋根は適度な勾配と軒出を有すること。 ・大規模な平滑面が生じないように、壁面の処理に配慮すること。 ・複数の建築物等を設ける場合には、それらの間の調和に配慮すること。
鹿野城下町景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物は、和風を基本とすること。 ・屋根は、日本瓦葺とし、道路方向に流れる入り切妻を基本とすること。また、屋根勾配及び軒高については極力周辺と統一すること。 ・看板等は木製を基本とするが、金属等を使用する場合には、周辺景観に調和する色彩とするとともに、スッキリとしたデザインとすること。 ・自販機、空調屋外機、電気計量器等は屋根及び囲い（木製）を設け、必要以上に目立たせないよう隠へいすること。 ・郵便受は、金属製（赤色の既製品）を廃止し、地区で統一されたものを極力工夫すること。 ・表札は金属製を廃止し、自然素材（石・木・竹等）を用い、形態等を工夫すること。 ・行灯は自然素材（石・木・竹等）を用い、地区で統一されたもので極力形態等を工夫すること。



洗練されたシンボリックな建物デザインは、地域に新しい個性を生み出します。



昔懐かしい白壁土蔵造りの建物は、街を行き交う人々の心を和ませます。



壁面全体にガラス素材を用いることにより、開放感あふれる洗練された景観を創り出しています。



敷地形態（角地）に配慮した丸みのあるデザインによって、圧迫感を和らげています。



和風で統一されたデザインの中に、現代風の洗練された意匠が所々に取り入れられています。



エアコンの室外機、自動販売機などを木製格子等の自然素材で包み込めば、街なみが良好な景観に生まれ変わります。

景観づくりの基準

■建築物・工作物の色彩

全地区

- ・周辺の景観と調和した色彩とすること。
- ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。

各地区

- ・建築物、工作物の外観のベースカラー（※）は、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。

■市域全域（景観形成重点区域を除く）

有彩色の色相（※）	彩 度	
	商業地域等（※）	その他
0.1R～1OR	6 以下	4 以下
0.1YR～5Y	6 以下	6 以下
上記以外の色相	6 以下	2 以下

■久松山山系景観形成重点区域・湖山池景観形成重点区域

有彩色の色相	彩 度
0.1R～1OR	4 以下
0.1YR～5Y	3 以下
上記以外の色相	2 以下

■因幡白兎景観形成重点区域

有彩色の色相	彩 度
0.1R～1OR	2 以下
0.1YR～5Y	4 以下
上記以外の色相	2 以下

■鹿野城下町景観形成重点区域

有彩色の色相	彩 度
0.1R～1OR	4 以下
0.1YR～5Y	6 以下
上記以外の色相	2 以下

・屋根瓦の色は、次のとおりとすること。

屋根瓦の色	対象地区
赤茶色	上町・下町・立町・山根町・大工町
銀黒色	殿町
黒・銀黒色	鍛冶町・紺屋町

※ 色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法～三属性による表示）による。

※ 「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて、過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。

※ 「商業地域等」とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

※ 「有彩色」とは、白、黒、灰色以外のすべての色のことを指します。



それぞれの住宅が同系統の色彩で統一され、連続感のある街なみ景観が形成されています。



低彩度の色調で建物全体が仕上がり、落ち着いた柔らかな印象を周辺に与えています。



赤茶色の和瓦で統一された屋根及び庇の連なりは、落ち着いた雰囲気を感じ出し、それが街なみの味わい深さにつながっています。



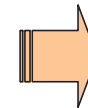
建物外観の色彩を落ち着いた色調にすることによって、周辺景観との調和を図っています。

建築物等の配色手法

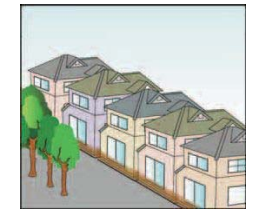
様々な色の建物が建ち並び、雑然とした印象を周辺に与えます。また、すべて同じ色に統一すると単調で退屈な印象になります。美しく魅力ある街なみ景観は、適度な変化の中に、全体として統一性と秩序を保つことによって創られます。そのためには、個々の主張をぶつけ合うのではなく、建物相互の色彩調整を図ることが重要となります。具体的には、下図に示すように色彩の三属性である色相や明度、彩度のいずれかをそろえる方法などが考えられます。



様々な色の建物が建ち並べばばらな街なみ



〈配色手法-1〉
同じような色相（いろいろ）でそろえる。



〈配色手法-2〉
同じような明度（あかるさ）、彩度（あざやかさ）でそろえる。

色彩の考え方

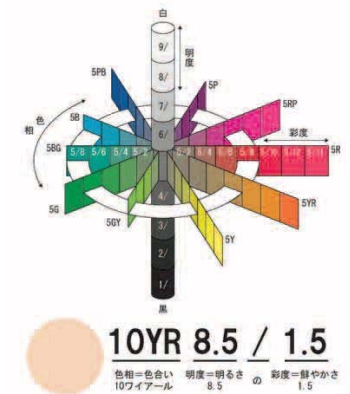
街なみの美しさや個性を表す建物などの外観の色彩は、地域の自然や歴史、建物の連続性などに配慮して選ぶことが大切になります。鳥取市景観計画では、色彩を正確に表すための尺度として、マンセル表色系を採用しています。マンセル表色系では、ひとつの色彩を「色相（いろいろ）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という 3 つの属性の組み合わせによって表現します。

● **色相**は、いろいろを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP）とその度合いを示す 0 から 10 までの数字を組み合わせ、10R や 5Y などのように表記します。

● **明度**は、あかるさを 0 から 10 までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり 10 に近くなります。

● **彩度**は、あざやかさを 0 から 14 程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、灰色などの無彩色の彩度は 0 になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなります。

● **マンセル記号**は、これら 3 つの属性を組み合わせるとひとつの色彩を表す記号です。たとえば、右の色彩は、10YR8.5/1.5 と表記します。



※印刷のため、実際の色彩とは異なる場合があります。

景観づくりの基準

■建築物・工作物の素材

全地区	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用を努めること。 外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。
鹿野城下町景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、極力漆喰・板張等の自然素材を使用するとともに、現在使用されている金属板等は景観に配慮し、ペンキ等により目立たせないような工夫を努めること。



伝統的な材料は、それだけで通りに落ち着いた雰囲気を与えます。



黒瓦と白の漆喰で構成された武家門は、道行く人に鳥取が城下町であったことを語りかけています。



素材としてのガラスは、陽射しや季節の変化などに応じて様々な表情を見せます。



自然素材の代表である木は、周辺景観に温もりを与えます。



石とタイルの異なる素材を用い、建物に味わいのある表情をつけています。



低層部分と上部を同系色（2色）のタイルで仕上げ、壁面にリズム感を与えています。

■建築物・工作物の緑化

全地区	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の3%以上を緑化すること。 緑化にあたっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。
鹿野城下町景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> 敷地は、可能な限り植栽やプランター等で緑化を進めること。また、空き地や道路に面する駐車スペース等は、塀・生け垣等により隠すなどして、街なみの連続性の確保と景観向上に努めること。



地域住民の協力によって、緑豊かな良好な住環境を創りあげています。



きれいに刈り込まれた生垣が、街を美しく引き立てています。

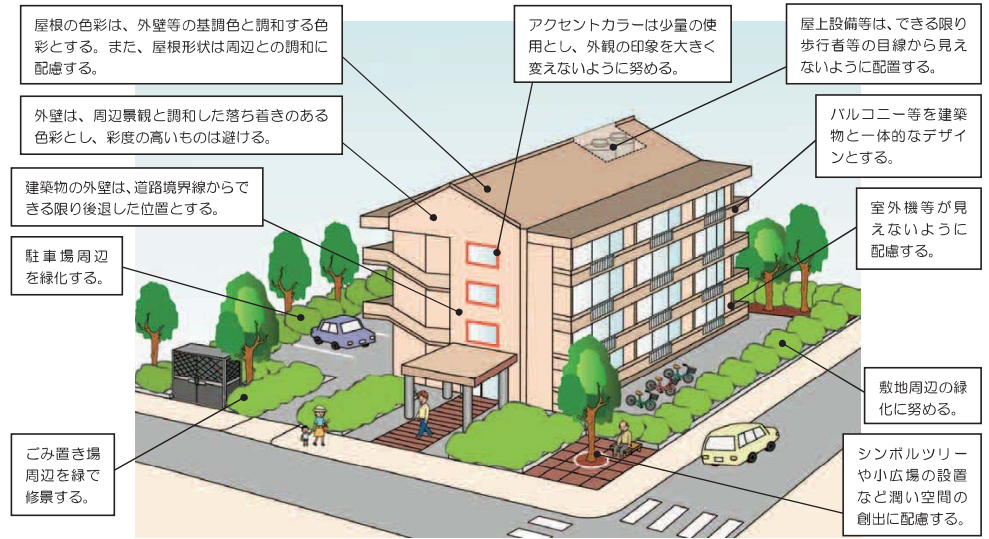


よく手入れされた庭木や景石が、住まいに奥行き感を与えています。

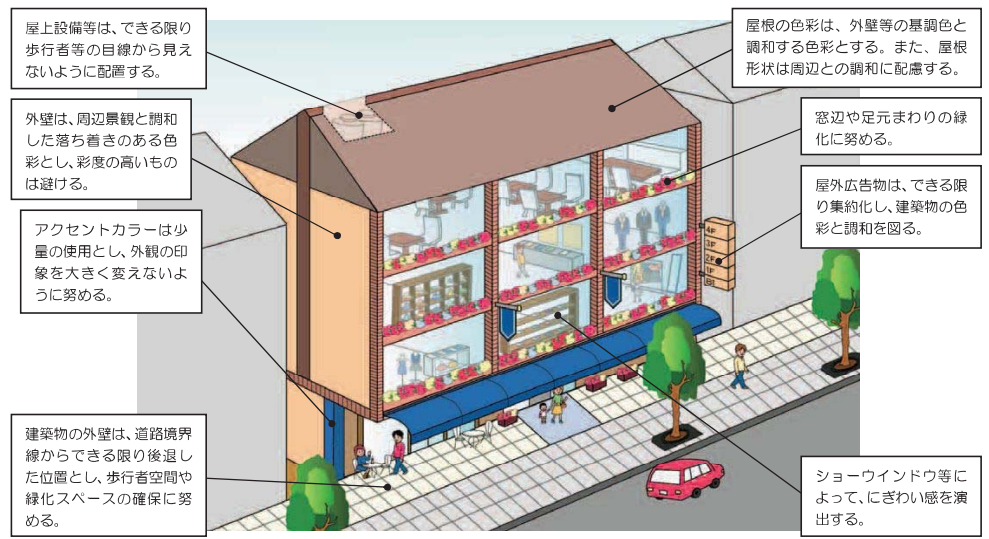


屋上緑化は、景観向上の他にも、ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギーなど、様々な効果をもたらします。

■整備イメージ（集合住宅の場合）



■整備イメージ（商業施設の場合）



景観づくりの基準

(2) 開発行為、土地の開墾、その他の土地の形質の変更

■変更後の形状	
全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。

■開発行為等の位置及び緑化	
久松山山系・湖山池・因幡白兎景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・急斜面での開発行為は避けること。 ・法面及び擁壁もできる限り緑化すること。 ・既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。

(3) 土石類の採取

■採取の方法	
全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ・長大な法面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。

■遮へい	
全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。

■緑化	
全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。

(4) 木竹の伐採

■伐採の方法	
全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。
久松山山系・湖山池景観形成重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・幹周り 1.5m以上(地上 1.5m部分)の良好な樹木及び良好な植生を有する 10㎡以上の樹木群を保存すること。

■緑化	
全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。

(5) 屋外における物品のたい積

■たい積方法	
全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔をとること。

■遮へい																																																			
全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等からたい積されている物件が見えないよう遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 																																																		
各地区	<ul style="list-style-type: none"> ・塀、さく等(高さ3m以下のもの)により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">■市域全域(景観形成重点区域を除く)</th> <th colspan="2">■久松山山系景観形成重点区域</th> </tr> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6以下</td> <td>0.1YR~5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">■湖山池景観形成重点区域</th> <th colspan="2">■因幡白兎景観形成重点区域</th> </tr> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> <td>0.1R~10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>3以下</td> <td>0.1YR~5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">■鹿野城下町景観形成重点区域</th> </tr> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	■市域全域(景観形成重点区域を除く)		■久松山山系景観形成重点区域		有彩色の色相	彩度	有彩色の色相	彩度	0.1R~10R	4以下	0.1R~10R	4以下	0.1YR~5Y	6以下	0.1YR~5Y	3以下	上記以外の色相	2以下	上記以外の色相	2以下	■湖山池景観形成重点区域		■因幡白兎景観形成重点区域		有彩色の色相	彩度	有彩色の色相	彩度	0.1R~10R	4以下	0.1R~10R	2以下	0.1YR~5Y	3以下	0.1YR~5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	上記以外の色相	2以下	■鹿野城下町景観形成重点区域		有彩色の色相	彩度	0.1R~10R	4以下	0.1YR~5Y	6以下	上記以外の色相	2以下
■市域全域(景観形成重点区域を除く)		■久松山山系景観形成重点区域																																																	
有彩色の色相	彩度	有彩色の色相	彩度																																																
0.1R~10R	4以下	0.1R~10R	4以下																																																
0.1YR~5Y	6以下	0.1YR~5Y	3以下																																																
上記以外の色相	2以下	上記以外の色相	2以下																																																
■湖山池景観形成重点区域		■因幡白兎景観形成重点区域																																																	
有彩色の色相	彩度	有彩色の色相	彩度																																																
0.1R~10R	4以下	0.1R~10R	2以下																																																
0.1YR~5Y	3以下	0.1YR~5Y	4以下																																																
上記以外の色相	2以下	上記以外の色相	2以下																																																
■鹿野城下町景観形成重点区域																																																			
有彩色の色相	彩度																																																		
0.1R~10R	4以下																																																		
0.1YR~5Y	6以下																																																		
上記以外の色相	2以下																																																		

(6) 水面の埋立て又は干拓

■変更後の形状	
全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て又は干拓にあたって、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。

(7) 特定照明

■照明の方法	
全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。